

京都市立向島秀蓮小中学校

P T A 内規

1. 役員・会計監査委員の選出

(1 ページ ~ 2 ページ)

2. 役員を選出免除および選出辞退

(3 ページ)

役員・会計監査委員の選出 内規

第1条（役員選出について）

学年、学区のバランスについて、本校は小中一貫校であることから、1年～5年生より5名以上、6年～8年生より4名以上の役員を選出するのが望ましい。また、有意義な意見交換ができるように、可能であれば各学年から選出することが望ましい。（この場合の1年～8年生とは選出年度の表記）

第2条（京都市PTA連絡協議会（以下市P連）関係の役割分担について）

- (1) PTA会長はいずれの学年の保護者でも就任できるが、その補佐としての副会長は当該年度2～6年生の保護者と7～9年生の保護者がバランス良く在任していることが望ましい。
- (2) 本校は京都市小学校PTA連絡協議会（以下小P連）伏見西支部及び京都市立中学校PTA連絡協議会（以下中P連）伏見支部に属し、役員はその活動にあたる。
- (3) 小P連、中P連ともに役員輪番制があり、理事校等の役割を年度ごとに各校が順に担当する。
- (4) 理事、副理事の当番があたる年度は、会長は当該のP連の保護者が任にあたることを望ましい。
 - ・ 小学校PTA連絡協議会（小P連） 当該年度2～6年の保護者
 - ・ 中学校PTA連絡協議会（中P連） 当該年度7～9年の保護者
- (5) 会長と副会長がそれぞれ担当のP連を分けることが望ましい。

例) 当該年度2～6年生の保護者が会長なら小P連担当で、副会長の内当該年度7～9年生の保護者が中P連担当に就任することが望ましい。
- (6) 中P連の親まなび委員、小P連のはぐくみ委員は、その活動が他校との交流に重きを置くことから親まなび委員は当該年度7～9年生より2名、はぐくみ委員は当該年度2～6年生より2名の保護者が担当する。ただし、いずれの交流会・研修会等において、本校は小中一貫校であることから、学年に関係なく役員は参加することができる。

第3条（役員の人数）

- (1) 会長1名（当該年度の2～9年生保護者より1名選出）
- (2) 副会長3名以上（当該年度の7～9年生保護者から2名選出）

例) ただし、会長が7～9年生保護者の場合、2～6年の保護者から2名選出する。
- (3) 庶務3名以上（内当該年度の7～9年生保護者から1名選出）
- (4) 会計2名以上（内当該年度の7～9年生保護者から1名選出）
- (5) 会計監査2名以上（前年度の会計が任にあたる）

第4条（役員・会計監査委員の選出手順について）

(1) 選出の公示

本部の構成要員人数等を記載し、立候補届を付属して公示文書を配布する。

(2) 立候補の受付

(イ) 立候補が定数の場合、役員会で決定し候補者としてPTA後期総会で提示し信任を得る。

(ロ) 立候補者が定数を超えた場合、役員及び候補者で協議する。

(3) 推薦委員会

推薦委員会は役員（選挙管理委員）で組織する。協議により推薦者を挙げた後候補者に了解をえるべく交渉する。了解を得た後役職を調整して推薦者としてPTA後期総会で提示し信任をえる。

(4) 会計監査

前年度の役員会計から選出する。

第5条（改正・改定）

この内規の改正・改定は、本部役員会で審議・決定するものとする。

《 附則 》

この内規は、平成31年4月1日施行する。

令和4年3月1日一部改定

令和5年3月1日一部改定

令和6年4月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正

役員を選出免除及び選出辞退 内規

第1条（趣旨）

- (1) この内規は、本校開校にあたり新たに立ち上げられたP T A組織の安定化が得られるまでに浮動的になり得る箇所についてのみ明記する。
- (2) この内規は、P T A役員負担の偏りを無くす為とともに、P T A活動に対する理解と活性化を図ることを目的として定める。

第2条（免除）

- (1) P T A役員は、任期終了後、以下の期間役員選出において免除申請することができる。
 - (イ) 役員は任期終了後、該当家庭において永久免除を認める。
 - (ロ) 役員を歴任した場合、当該免除期間を加算する。
- (2) 選出当該年度0～3歳児のある保護者はP T A役員選出辞退を申し出ることができる。
- (3) 1組の保護者からP T A役員を選出しない。但し、1組の保護者から立候補の申し入れがあった場合、その意思を尊重する。

第3条（辞退）

特別な事情のある保護者はP T A役員選出辞退を申し出ることができる。但し、申し出は学校へ連絡し、役員会の協議を経て承認されなければならない。

第4条（改正・改定）

この内規の改正・改定は、本部役員会で審議・決定するものとする。

《 附則 》

この内規は、平成31年4月1日施行する。

令和4年3月1日一部改定

令和5年3月1日一部改定

令和6年4月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正